

## 品川区食品表示法不利益処分等取扱要綱

制定	平成 27 年 12 月 28 日	区長決定 要綱第 532 号
改正	平成 28 年 3 月 25 日	要綱第 138 号
改正	令和 2 年 6 月 15 日	要綱第 131 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号。以下「法」という。）の規定に基づく回収等命令または業務停止命令その他必要な処分（以下「不利益処分」という。）ならびに指示その他の措置について必要な事項を定めるものとする（食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）で定められた表示の事項のうち、衛生事項および保健事項による違反に限る）。

### (基本原則)

第 2 条 法において規定された違反を確認し、不利益処分を行う場合には、時機を逸することなく的確かつ厳正に行わなければならない。

### (違反事実の確認)

第 3 条 法に違反している疑いのある事実を発見したときの確認については、以下により行うものとする。

- (1) 食品衛生監視員およびその他の職員は、食品関連事業所等を立入検査し、監視または指導した場合に、法に違反している疑いのある事実を発見したときは、その違反事実を次により確認するものとする。
  - ア 試験検査を要するものは、その検査成績書
  - イ 証拠となる表示ラベル等の物件
  - ウ 上記以外の場合は、証拠となる物件その他関係帳簿類
- (2) 違反事実が確認されたときは、直ちに当該事業者および関係者から事情を聴取し、必要に応じて、当該事業者等と「確認書」（様式 1 号）を取り交わす、または当該事業者等から「答申書」（様式第 2 号の 1 または様式 2 号の 2）を徴する。
- (3) 区長は、他自治体の権限に属する違反の疑いのある事実を発見したときは、東京都知事（以下「都知事」という。）または当該自治体の長に通報する。

また、区長は、都知事または他自治体の長から違反通報を受けた場合は、速やかに必要な措置を行い、その処理経過を都知事または他自治体の長に報告する。

(行政指導)

第4条 指示または命令には至らず、文書による指導を行う場合は、「表示指導注意票」(様式3号)または「表示指導書」(様式4号)により指導する。

(指示)

第5条 法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準に違反している食品関連事業者に対する法第6条第1項または第3項の規定に基づく指示は、「食品表示法第6条第1項(または第3項)に基づく指示」(様式5号)により行うものとする。

ただし、次に掲げる項目全てに該当する場合は、表示事項を表示するよう、または遵守事項を遵守するよう指導する。この場合、指導を行ったにもかかわらず、当該指導に従わなかったことが確認された場合は指示を行うものとする。

- (1) 食品表示基準違反が常習性がなく過失による一時的なものであること。
- (2) 違反事業者が直ちに表示の是正(表示の修正・商品の撤去)を行っていること。
- (3) 事実と異なる表示があった旨を、社告、ウェブサイトの掲示、店舗等内の告知等の方法を的確に選択し、速やかに情報提供しているなどの改善方策を講じていること。

(命令)

第6条 法第6条第5項の規定に基づく命令は、法第6条第1項または第3項の規定による指示に従わない食品関連事業者に対し行い、「食品表示法第6条第5項に基づく命令」(様式6号)により行うものとする。

第7条 法第6条第8項の規定に基づく命令は、「食品表示法第6条第8項に基づく命令」(様式7号)により行うものとする。また、食品の回収等その他必要な措置および業務の停止命令については、次のとおり取り扱うものとする。

なお、法第6条第8項の規定に基づく命令または指導を行った結果、食品表示基準違反が解消し、または食品表示事業者が自主的に表示を是正した場合であっても、第5条の各号全てに該当する場合を除き、法第6条第1項または第3項に基づく指示を行うものとする。

(1) 回収等命令

措置の内容は次に掲げる手法のほか、食品の販売形態および流通状況に応じ、適切な手法を選択すること。

ア 既に不特定の消費者が購入し、または一般に流通している場合にあっては既に販売し、または出荷した食品の回収

イ 全購入者が特定され、かつ、一般に流通していない場合にあっては全購入者への違反内容の連絡

ウ 店頭表示の誤りである場合にあっては店頭における表示の訂正または商品の

一時撤去等

(2) 業務停止命令

業務の停止期間および範囲は、表示の是正、食品の安全性に関する表示内容の適正性が担保される体制を構築するために必要な業務の範囲および期間をもって決めるものとする。

(公表)

第8条 法に基づく公表等は、次により行うものとする。

(1) 公表の対象

公表の対象は、次に定める者とする。

ア 法第6条第1項または第3項の規定に基づく指示ならびに法第6条第5項および第8項の規定に基づく命令を受けた食品関連事業者等

イ 食品の表示に関する情報が記載された書類の整備、保存に関する指導を行った場合であって、食品の表示を適正に行っていることの根拠となる情報が記載された書類が整備、保存されていないことにより、食品表示基準に違反する蓋然性が高い食品関連事業者

(2) 公表時期

公表は、不利益処分および指示ならびに公表の対象となる指導を行った後、法の趣旨にのっとり、時機を逸することなく速やかに行うものとする。

(3) 公表期間

違反状態が改善されたことを確認した日の翌日から起算して7日を下らない期間を公表期間とする。

(4) 公表内容

公表する内容は次による。

ア 第1号のアの場合には、次に掲げる事項を公表するものとする。

(ア) 指示または命令を受けた食品関連事業者等の氏名および住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名、主たる事業所の所在地および法人番号）

(イ) 違反事実（ただし、品川区情報公開・個人情報保護条例（平成9年品川区条例第25号）の規定に照らして非開示情報に該当すると判断されるような例外的な事実があれば、当該事実については公表しない。）

(ウ) 指示または命令の内容

イ 第1号のイの場合には次に掲げる事項を公表することができるものとする。

(ア) 指導を受けた食品関連事業者の氏名または名称および住所

(イ) 表示を適正に行っていることの根拠となる情報が記載された書類が開示されなかった場合の当該表示事項

(ウ) 指導の内容

(5) 関係機関との協議

公表は、次に掲げる点に留意して行うものとする。

ア 公表内容が区外に関連する場合は、事前に関連する行政機関と十分に協議する。

イ 情報公開担当部署と協議し、個人情報保護に十分な配慮を行う。

(6) その他

食品衛生上の危害防止の観点等から、緊急発表として行う報道機関への情報提供については、別途実施する。

また、消費者利益の保護の観点から、違反の事実を早急に公表する必要性が高い場合であって、違反事実が確認されている場合には、指示を行わなくても第4号のア（ア）および（イ）の事項を公表することができる。

(食品衛生法との関係)

第9条 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により販売し（不特定または多数の者に授与する販売以外の場合を含む。）、もしくは販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、もしくは陳列してはならず、またはこれらの行為を禁止されている食品については、衛生上の危害を防止する観点から同法の規定に基づく措置（行政指導を含む。以下同じ。）を優先するものとする。

食品衛生法の規定に基づく措置がとられた結果、食品表示基準に違反する食品が一般に流通することがなくなった場合には、改めて食品表示法の規定に基づく措置を講ずる必要はないものとする。

(上申)

第10条 保健所長は、法第6条第5項の規定に基づく不利益処分を必要と認めるときは、上申書（様式8号）に関係書類を添えて、区長に上申しなければならない。

(聴聞および弁明の機会の付与)

第11条 区長または保健所長は、不利益処分を行おうとする場合には、意見陳述のための手続を行うものとする。ただし、公益上、緊急に不利益処分を行う必要があるときは、当該手続を省略することができる。

なお、行政手続法（平成5年法律第88号）に係る聴聞または弁明の機会の付与は、品川区聴聞および弁明の機会の付与に関する規則（平成6年規則第38号）に定める様式に基づき通知するものとする。

(不利益処分の執行)

第12条 不利益処分に係る命令は文書により被処分者に手交して行うものとする。ただし、緊急を要し文書を交付するいとまがない場合は、口頭により行うことができる。

なお、口頭により命令を行った場合は、事後、文書により命令の内容を通知する。この命令書の日付は、口頭による命令を行った日とし、命令書は被処分者に手交す

る。

(不利益処分の記録)

第 13 条 区長または保健所長は、指示および命令を行ったときは、その違反内容やその他必要な事項を記録し保管する。

(告発)

第 14 条 告発は、法第 17 条から第 22 条までに規定する罰則を適用する必要があると認める場合に行うものとする。

なお、告発の手続については、品川区食品衛生関係不利益処分取扱要綱実施要領(平成 12 年 3 月 31 日制定) 11 (3) イの規定を準用する。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、健康推進部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 15 日から適用する。